終身医療保険プレミアムDXの6つの特長

特長 1

3大疾病はもちろん
7大疾病による入院は**日数無制限**で
保障します。

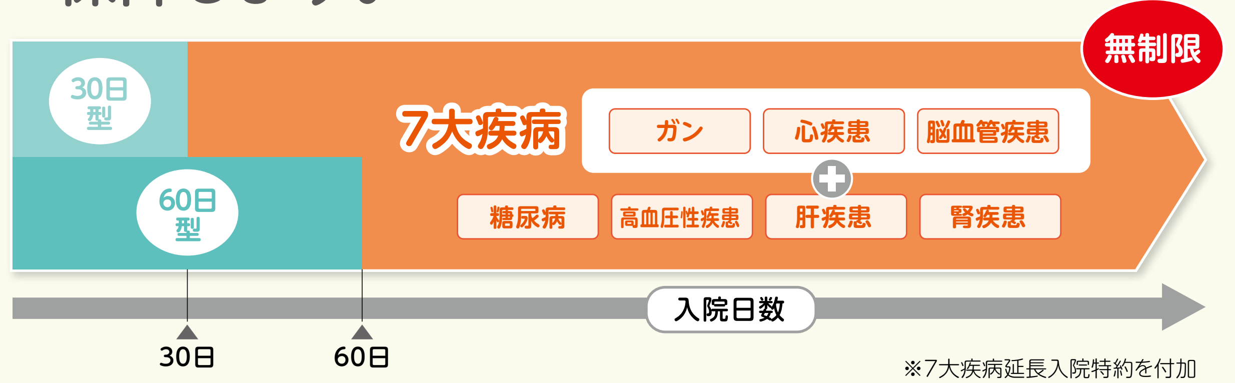

※7大疾病延長入院特約を付加

特長 2

退院後の通院にも備えられます。

退院後も通院治療が続く場合、
1日につき5,000円の通院給付金が受取れます。 ※退院後通院特約(Z02)を付加した場合

特長 3

必要な保障を選べます。

基本保障
入院 手術 放射線治療
＋
選べる保障
7大疾病・ストレス性疾病延長入院 先進医療 退院後の通院 3大疾病給付金
3大疾病保険料払込免除 入院一時金 就業不能年金 死亡・高度障害保障

特長 4

約1,000種類の
手術を何度でも
保障します。

病気・ケガの治療を目的とした手術※1・放射線治療※2を何度でも保障します。

※1 ただし、一連の手術＊については60日間に1回まで(＊一連の手術とは…医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施されても手術料が1回のみ算定されることとなる手術)
※2 ただし、60日間に1回まで

特長 5

先進医療の技術料
を**通算2,000万円**
まで保障します。

さらに**最大15万円**の支援金を給付します。(同一の先進医療による療養につき1回限度)

※ 先進医療特約(Z03)を付加した場合
※ 先進医療による療養は、厚生労働大臣が定める特定の病院または診療所で行われるものに限ります

特長 6

保険料は上がらず、
保障は一生涯です。

保険料は加入時のまま上がらず、年齢とともに上昇する入院のリスクにも備えられます。

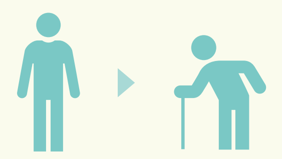

［募集代理店］
募集代理店については下記に記載の募集代理店、または同封の送付書類に記載の「募集代理店」をご覧ください。

※募集代理店は、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権はありません。

［引受保険会社］
チューリッヒ生命（チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）
〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス16階

ZURICH®
チューリッヒ生命

DX-パ-通（A1709）　募17022-20170712

終身医療保険
プレミアム DX

2017年9月改定

ZURICH®
チューリッヒ生命

無解約払戻金型終身医療保険 (Z02)

終身払・短期払　通信販売用

あなたの備えたいことは何ですか?

7大疾病にはより手厚い保障を備えたい

知って いますか?

入院患者の**3人に1人**は
7大疾病で入院しています。

出典：厚生労働省「平成26年患者調査」

通院の保障も備えておきたい

知って いますか?

退院患者の**79.0%**の方が退院後に通院しています。

出典：厚生労働省「平成26年患者調査」

月々の保険料を
おさえたい

自分にとって必要な
保障だけ備えたい

パンフレットのご確認方法

本パンフレットは、以下のように開いていただくことで、
「保障内容」と「特長」を**わかりやすく**確認することができます。

Step 1 表紙を開く

Step 2 左側のページを開く
(右側のページはそのまま)

Step 3 「保障内容」と「特長」が
一目でわかる!

Step 4 **こちらから開いてください**

終身医療保険プレミアムDXの保障内容

〈あんしんプランと基本プランの保険料算出基準〉
保険期間：終身　保険料払込期間：終身払
お申込可能年齢：満20歳～満75歳　口座振替／クレジットカード支払

自由設計プラン：基本保障を必ずご選択のうえ、以下の保障額の範囲の中からご設定ください。

	保障	内容	基本プラン	あんしんプラン	自由設計プラン
基本保障	**入院給付金**	日帰り入院にも対応 入院1日目から保障 病気・ケガで入院されたとき 1入院30日限度 入院給付金30日型 1入院60日限度 入院給付金60日型 通算1,095日限度	入院給付金30日型 1日につき 5,000円	入院給付金60日型 1日につき 10,000円	【1入院支払限度日数】をお選びください 入院給付金30日型 ／ 入院給付金60日型 【入院給付日額】をお選びください 1日につき5,000円 ／ 1日につき10,000円
	手術給付金（入院中の手術）	回数無制限 ただし、一連の手術*については60日間に1回まで 病気・ケガで所定の手術を受けられたとき 所定の骨髄移植術を受けられたとき※1 ＊一連の手術とは…医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施されても手術料が1回のみ算定されることとなる手術	1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき5万円 ／ 1回につき10万円 ／ 1回につき20万円☆
	手術給付金（外来での手術）		1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき5万円 ／ 1回につき5万円 ／ 1回につき5万円
	放射線治療給付金※2	回数無制限 ただし、60日間に1回まで 病気・ケガの治療を直接の目的として所定の放射線治療を受けられたとき	1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき5万円 ／ 1回につき10万円 ／ 1回につき20万円
選べる保障	**7大疾病延長入院給付**	入院日数無制限 1入院の支払限度に到達した日の翌日以後、または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、7大疾病の治療を直接の目的として入院されたとき ガン　心疾患　脳血管疾患　糖尿病　高血圧性疾患　肝疾患　腎疾患	30日を超える入院 1日につき 5,000円	60日を超える入院 1日につき 10,000円	付加する（入院給付日額と同じ） ／ 付加しない
	ストレス性疾病延長入院給付金	1入院365日まで 所定のストレス性疾病の場合、入院給付金【30日型】【60日型】の1入院の支払限度日数が365日に拡大します。（通算1,095日限度）			
	先進医療給付金※3※4	回数無制限 通算2,000万円まで 所定の先進医療による療養⚠を受けられたとき	所定の先進医療にかかる技術料と同額（通算2,000万円限度） さらに1回につき 15万円限度※5	所定の先進医療にかかる技術料と同額（通算2,000万円限度） さらに1回につき 15万円限度※5	付加する ／ 付加しない
	先進医療支援給付金※3※4	先進医療給付金の支払われる療養を受けられたとき ＊同一の先進医療による療養について1回限度			
	退院後通院給付金	入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内に、その入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院されたとき ＊1回の退院後の給付限度は30日（通算1,095日限度）	付加しない	1日につき 5,000円	1日につき5,000円 ／ 付加しない
	3大疾病診断給付金※6※7	回数無制限　上皮内新生物も同額保障 1回目　初めてガン（悪性新生物・上皮内新生物）と診断確定されたとき、または所定の急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始されたとき 2回目以降　前回の3大疾病診断給付金のお支払い事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、3大疾病の治療を直接の目的として入院されたとき ガン　急性心筋梗塞　脳卒中	付加しない	付加しない	1回につき50万円 or 1回につき100万円☆ ／ 付加しない
	3大疾病保険料払込免除※6※8	初めてガン（悪性新生物）と診断確定されたとき、または所定の急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始されたとき、以後の保険料の払込みは必要ありません	付加しない	付加しない	付加する ／ 付加しない
	入院一時金	基本保障の入院給付金の支払われる入院を開始したとき	付加しない	付加しない	入院1回につき5万円 ／ 付加しない
	就業不能年金※6※9※10※11	所定の就業不能状態等や不慮の事故による障害状態に該当したとき、または所定のストレス性疾病による入院が継続したときなど※12	付加しない	付加しない	月額10万円 年金支払期間2年 保険期間・保険料払込期間：65歳満了/65歳払済 ／ 付加しない
	死亡・高度障害プラン※13	死亡されたとき、または所定の高度障害状態になられたとき	付加しない	付加しない	一括で100万円 ／ 付加しない
		例 35歳男性の合計月払保険料〈2017年9月2日現在〉	1,802円	3,627円	月払保険料は別紙「月払保険料表」にて算出ください。

Point 入院日数は短期化 83.2%の方が30日以内に退院しています。
出典：厚生労働省「平成26年患者調査」

Point 退院患者の79.0%が退院後に通院しています。
出典：厚生労働省「平成26年患者調査」

Point 3大疾病保険料払込免除

☆ご契約時の基本保障の入院給付日額が1万円以上の場合にご選択いただけます。

⚠マーク・※1～13は5ページ参照

ご確認いただきたい事項について

⚠ 必ずご確認ください

お申込みの際には、ご契約についての大切な事項および保障内容の詳細などについて記載された「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。
※「ご契約のしおり・約款」もご一読ください。

3ページの注釈はこちらをご確認ください

⚠「先進医療による療養」について

- 「先進医療」とは、厚生労働大臣が定めた公的医療保険制度が適用されない高度な医療技術をいいます。（最新の先進医療技術名および、実施している医療機関名については厚生労働省ホームページをご確認ください。）「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療による療養は、厚生労働大臣が定める特定の病院または診療所で行われるものに限ります。
- ご契約日時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で先進医療の対象外となった場合、先進医療給付金・先進医療支援給付金のお支払いはできません。

※1　2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1種類の手術についてのみお支払いします。
◆手術給付金は次の(a)(b)いずれかに該当する手術を受けたときにお支払いします。
(a)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象とされている手術
(b)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術
◆次の①～⑦の手術についてはお支払い対象にはなりません。
①傷の処置（創傷処理、デブリードマン）
②切開術（皮膚、鼓膜）
③骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
④抜歯
⑤異物除去（外耳、鼻腔内）
⑥鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）
⑦魚の目、タコ手術後縫合（鶏眼・胼胝切除後縫合）

※2　医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。

※3　同一の被保険者において、当社の先進医療を保障する特約の複数加入はできません。

※4　先進医療給付金のお支払額が保険期間を通じて2,000万円に達した場合、【先進医療特約（Z03）】（先進医療給付金／先進医療支援給付金）は消滅します。

※5　3大疾病以外の疾病または不慮の事故等により先進医療給付金の支払われる療養を受け、その技術料が15万円未満の場合には、その技術料と同額。

※6　<保険契約の責任開始期について>
ガンに関する保障の責任開始期は、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した日（保険期間の始期）を含めて91日目からとなります。

※7　3大疾病診断給付金の「3大疾病」とは、ガン（悪性新生物・上皮内新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中をいいます。

※8　3大疾病保険料払込免除の「3大疾病」とは、ガン（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中をいいます。ガン（上皮内新生物）は保険料の払込免除の対象となりません。

※9　この特約は被保険者の年齢が、満20歳以上満65歳以下の場合にご加入いただけます。

※10　上皮内新生物は就業不能年金の対象外になります。

※11　就業不能年金の支払開始後は、新たに就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、就業不能年金をお支払いする期間は延長されません。

※12　被保険者が、つぎのa.～d.のいずれかに該当したときにお支払いします。
a.所定の5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変および慢性腎不全）により所定の就業不能状態に該当し、かつ、その就業不能状態が該当した日を含めて60日をこえて継続したと診断されたとき
b.傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当されたとき
c.不慮の事故による傷害を原因として所定の身体障害状態に該当されたとき
d.所定のストレス性疾病により入院をされ、かつ、その入院が60日をこえたとき

※13　対象となる高度障害状態については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
高度障害についての保険金をお支払いした場合には、所定の高度障害に該当されたときからこの特約は消滅します。

商品の詳しい説明および申込み手続き等に関するお問合せにつきましては、カスタマーケアセンターにお問合せください。
[カスタマーケアセンター　フリーダイヤル　0120-680-777]
（受付時間/（月～金）午前9時～午後9時 （土）午前9時～午後6時
※年末年始および日・祝を除く）

お申込みの前にご確認いただきたい事項

主契約	無解約払戻金型終身医療保険（Z02）
特約	手術特約（Z02） 先進医療特約（Z03） 3大疾病保険料払込免除特約 入院一時金特約 7大疾病延長入院特約 ストレス性疾病延長入院特約（Z02） 3大疾病診断給付金特約 ストレス性疾病保障付就業不能保障特約（Z02） 退院後通院特約（Z02） 終身保険特約 リビング・ニーズ特約
保険期間	終身 <ただし、ストレス性疾病保障付就業不能保障特約（Z02）は55歳満了・60歳満了・65歳満了・70歳満了・75歳満了>
保険料払込期間	10年・55歳払済・60歳払済・65歳払済・70歳払済・75歳払済、終身払（最低保険料払込期間 10年） <ただし、ストレス性疾病保障付就業不能保障特約（Z02）は終身払の取扱なし> ※終身保険特約は終身払のみ取扱あり
契約年齢	満6歳～満75歳まで <ただし、ストレス性疾病保障付就業不能保障特約（Z02）は満20歳～満65歳>
保険料払込方法	月払／年払のいずれか

■このパンフレットに記載の保険料および保障内容は2017年9月2日現在のものです。

告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についてお尋ねいたします。ご契約者様や被保険者様には、健康状態などについて事実をありのままに告知していただく義務があります。告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約または特約が解除されたり、給付金をお支払いできないことがあります。

保険料の払込免除について

この保険契約では、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき、または責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したときは、会社は将来の保険料の払込みを免除します。なお、疾病により所定の身体障害状態になられても保険料払込免除事由には該当いたしません。

〈特約〉3大疾病保険料払込免除特約について

以下①～③の保険料の払込免除事由に該当したとき、以後の保険料（主契約に付加されている特約の保険料も含みます）のお払込みを免除します。
①被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後にはじめて悪性新生物と診断確定されたとき
②被保険者が責任開始期以後に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したとき
③被保険者が、責任開始期以後に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したとき
※上皮内新生物は保険料の払込免除の対象とはなりません。
※被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等が認められる場合を含みます。）には、保険料の払込免除は行ないません。
※この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。
※この特約と終身保険特約は同時に付加できません。

解約払戻金について

この保険は、つぎのとおり解約払戻金を抑制する仕組みで保険料を計算しています。
[主契約]①保険料払込期間中
解約払戻金はありません。
②保険料払込期間経過後かつ保険契約の全ての保険料の払込終了後
主契約の入院給付日額の10倍の額をお支払いします。
※保険契約を解約する場合には、解約払戻金をご請求ください。
[終身保険特約]解約払戻金をお支払いします。
[終身保険特約以外の特約]解約払戻金はありません。
※減額した場合なども、同様の扱いとなります。

お申込み・ご契約いただけない場合

以下①～⑥の場合は、お申込みをお断りするか、もしくはご契約内容に条件を付加させていただく場合や、保障額等を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
①病気やケガで治療をされている場合、あるいは検査、治療を勧められている場合。
②病気やケガの経過観察のため、定期的に医師などの診察を受けられている場合。
③過去の健康診断などの結果で、異常を指摘されたことがある場合。
④過去の病気やケガ（既往症）の内容が、当社引受基準の範囲外である場合。
⑤危険なお仕事に従事されている場合。
⑥その他の身体の状況、あるいはお仕事の内容や他の生命保険へのご加入状況などによって、ご契約のお引受けが困難と判断される場合。

クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

お申込みされた日、またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日の、いずれか遅い日からその日を含めて31日以内（31日以内の消印有効）であれば、書面によりお申込みを撤回またはご契約を解除することができるクーリング・オフの制度があります。詳しくは「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

生命保険募集人について

チューリッヒ生命の生命保険募集人は、お客様とチューリッヒ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対してチューリッヒ生命が承諾したときに有効に成立します。（ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合も同様となります。）
なお、生命保険募集人の権限などに関する照会先は下記のとおりです。

[お客様相談部　フリーダイヤル　0120-860-129]
（受付時間/午前9時～午後5時　※年末年始および土日祝を除く）

法令等の改正にともなう支払事由の変更について

特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行なわれたときは、主務官庁の許可を得て、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金、先進医療支援給付金のお支払事由を変更することがあります。

配当金について

この保険契約に配当金はありません。

チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループは、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループです。スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、およそ54,000人の従業員を有し、世界210以上の国と地域で、個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人およびグローバル企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社（銘柄コード：ZURN）はスイス証券取引所に上場しており、米国においては、米国預託証券プログラム（銘柄コード：ZURVY）のレベル1に分類され、OTCQXにて店頭取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。（2017年2月24日現在）

グループ概要（2017年2月24日現在）

設立	1872年
最高経営責任者	マリオ・グレコ
従業員数	グループ総数約54,000人
収入保険料	約506億USドル（2016年度）
事業利益	約45億USドル（2016年度）
総資産	約3,827億USドル（2016年度）
本社所在地	スイス連邦チューリッヒ市
サービス提供網	世界210以上の国と地域
インターネット・ホームページ	www.zurich.com

会社概要（2017年8月現在）

社名	チューリッヒ生命 （チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）
所在地	東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス16階
ホームページ	www.zurichlife.co.jp

チューリッヒグループ本社ビル